

【講話】「サイバー犯罪の被害者にならないために」

2月16日（木）に、岐阜県警察本部サイバー犯罪対策課と北方警察署生活安全課の警察官を講師にお招きし、2時間目に低学年、3時間目に中学年、4時間目に高学年が、ご講話いただきました。

子どもたちは、講話を通して、近年多発、低年齢化するサイバー犯罪の被害者にならないために、また加害者にならないために、身近なサイバー機器（スマートフォン、PCなど）の正しい使い方を理解し、自分の身は自分で守るための知識を養うことができました。



ご家庭でも、話題にさせていただき、身近なサイバー機器（スマートフォン、PCなど）やインターネットの正しい使い方について確認するよい機会となるよう、お願いいたします。